

ひかり

NOSAIふくしま



P2

特集

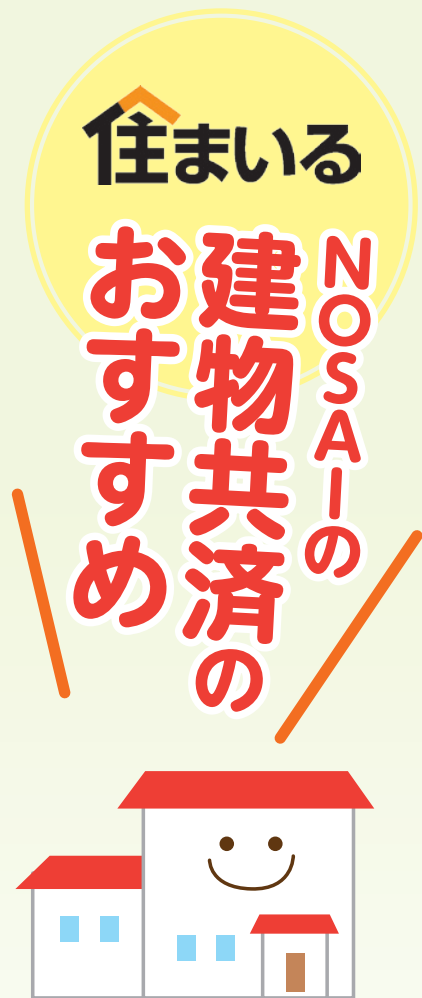
建物共済

P4 …… 福島県NOSAI大会
P6 …… 県産業用無人ヘリ競技
P7 …… 青色申告について

P8 …… NOSAI 元気通信！
P10 …… 今日も皆さまと
P11 …… はじめよう！健康生活

P12 …… NOSAI制度改正
P13 …… NOSAIからのお知らせ

8号
2017.11



住まいる NOSAIの 建物共済の おすすめ

建物・農機具共済の加入推進中です！

秋も深まり、暖房器具を使い始める時期になりました。万が一に備え、現在の契約内容をご確認いただき、引き続きのご加入と合わせ満額加入をおすすめいたします。

「総合共済」と「火災共済」

「総合共済」は、火災、落雷等の「火災共済」に併せて、風水害、雪害、水害等の自然災害によって受けた損害を補償します。地震や噴火等による建物の損害は加入共済金額の30%を限度に補償します。

「火災共済」は、自然災害を除く、火災、落雷、破裂・爆発のほか、盗難により建物がき損または汚損となった場合や車両の飛び込み等による損害も補償の対象としています。

「契約は1年です」

「総合共済」「火災共済」とも1年ごとの契約となっておりますので、ライフサイクルに合わせ契約内容を見直すことができます。

ご加入の限度額は、「総合共済」では建物1棟2000万円まで。「火災共済」は、建物1棟6000万円までとなっております。同じ建物に両方加入する場合は、6500万円までとなっております。

掛金は、「総合共済」では木造一般住宅の臨時費用担保特約付きで1000万円のご加入で掛金が

30400円です。「火災共済」では掛金が12400円となっております。

「家具類のご加入をお勧め」

家具類の補償については、建物とは別に加入が必要となります。住宅の面積と家族構成からご加入いただける補償額を算出しますので、建物ご加入の際には家具類についてもお近くのNOSAI各支所にお尋ねください。

「米・麦・大豆も補償します！」

建物総合共済にご加入の農作業場や納屋等に、出荷前の一時保管または自家販売などの通年保管中の販売を目的とした農産物が補償対象となります。

補償対象は保管する米・麦・大豆の3品目で、一時保管向けAタイプ（補償期間は120日まで）と通年保管向けBタイプとなります。両タイプとも損害額が1万円を超えた場合に1建物・1品目・1口当たり100万円を限度に実損害額を共済金としてお支払いします。（地震による損害は1建物・1品目・1口当たり30万円限度）
掛金は、Aタイプが1品目につき10000円、Bタイプが同3000円です。

● 総合共済の「収容農産物補償特約」をおすすめします。

タイプ	責任期間	掛金等 1口(100万円)あたり
A 一時保管向け	120日以内で加入者が申し出た期間 (建物総合共済の責任期間)	1,000円
B 通年保管向け	建物総合共済の責任期間と同じ	3,000円



※詳しい内容についてのお問い合わせは、本所・各支所の建物・農機具共済担当まで

ご加入額は十分ですか？ もう一度加入の見直しを！

乾燥するこれからの季節は、火災事故の増加が懸念されます。この機会に、小さな掛金で大きな補償、「住まいる」へのご加入を検討してはいかがでしょうか。いざという時のために、契約内容の見直しも必要です。あなたの大切な財産を守りましょう。

住まいる

一般的な木造建物の坪単価の目安

建物の種類	坪あたりの単価
一般的な住宅	50～60万円
土蔵	70～80万円
倉庫	25～30万円
納屋・農作業場	15～20万円
畜舎	10～50万円（設備による）

一般的な住宅の 再取得価額の 計算例

木造住宅の延面積50坪（1階、2階の合計面積）の場合
60万円 × 50坪 = 3,000万円
 （坪単価） （延面積） 再取得価額（新築価格）



災害に備え建物共済にご加入を
 建物共済のご加入では建物の再取得価額（新築価格）に合わせたご加入をお勧めしています。
 （坪単価の目安参考）

加入額をおすすめする理由



火災共済の場合（NOSAI単独加入の場合）

【建物再取得価額3,000万円 火災で100万円の損害が発生】

●取片付け費用が必要な場合

1 おすすめ加入

ご加入額 火災共済3,000万円、臨時費用特約ありの場合

損害共済金	100万円	→	共済金お支払い額 130万円
残存物取片付け費用共済金	10万円		
臨時費用共済金	20万円		

2 見直しが必要な加入

ご加入額 火災共済1,500万円、臨時費用特約なしの場合

損害共済金	62万5,000円	→	共済金お支払い額 68万7,500円
残存物取片付け費用共済金	6万2,500円		

1と2の差

差額 61万2,500円 建物再取得価額に合わせた加入で補償が充実!!
 臨時費用特約加入で大きな補償!!

損害が大きいかほど支払いの差が大きくなります。
 万が一全損の場合、1,950万円になります。

建物再取得価額に合わせた加入で補償が充実
 お支払いする共済金は共済金額の加入割合（再取得価額に対する加入共済金額の割合）によって異なります。（支払い例参考）

農業災害補償制度施行70周年記念 福島県NOSAI大会

平成29年
10月31日(火)
郡山ユラックス熱海

本県農業の復興と 発展に全力

NOSAI福島は、10月31日、郡山市の「郡山ユラックス熱海」で「農業災害補償制度施行70周年記念福島県NOSAI大会」を開催しました。大会には、福島県内のNOSAI関係者約1000人が参加しました。

齋藤勝利組合長が、「戦後70年以上が過ぎ、食を取巻く環境は変化し、農村・農業も変貌してきております。そうした変化に対応するため、昨年4月、9つの組合が合併し本組合を設立いたしました。NOSAI団体は、収入保険制度・改正NOSAI制度の実施主体として、今まで以上に本県農業の復興と発展に寄与してまいりたいです」とあいさつしました。



齋藤勝利組合長

議事では、佐藤美晴氏（会津）を議長とし、渡辺利彦理事（県北）が決議を述べました。決議は「提案型推進を中心とした多様な経営体への制度普及」をメインスローガンとし、「RM活動の充実・強化」「事業運営基盤の強化」「広報・広聴活動の充実・強化」「収入保険・農業共済関係予算の確保」の5項目を掲げ、採択されました。また、佐藤哲男氏（いわき）が宣言を朗読しました。



来賓祝辞



全国農業共済協会
高橋博会長



福島県農業会議
太田豊秋会長



福島県議会議長 代理
勅使河原正之議員



福島県知事 代理
佐藤清丸農林水産部技監



根本匠衆議院議員



小熊慎司衆議院議員



岩淵友参議院議員



金子恵美衆議院議員



高橋会長から表彰を受ける霜山貞一さん

農業共済事業
功績者表彰

大会では、農業災害補償制度施行70周年記念農業共済事業功績者表彰が行われ、知事感謝状の齋藤組合長ら231人に賞状と副賞が贈呈され、円谷浩子元福島NOSAー女性部連絡協議会長が代表で謝辞を述べました。

NOSAー全国・高橋会長を講師に記念講演も行われ、その後はNOSAー福島女性部連絡協議会（坂本啓子会長・会員数3846人）による歌や踊りのアトラクションが会場を盛り上げていました。



参加者全員の万歳三唱で大会を締めくくった



議事で決議を述べる渡辺利彦理事と、佐藤美晴議長

会津支所の加藤・橋本ペアが最優秀賞 県産業用無人ヘリ競技

福島県農林水産航空事業推進協議会（会長 齋藤勝利）主催による第16回福島県産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会が9月13日、福島市十六沼公園スポーツ広場で開催されました。



大会は、産業用無人ヘリコプターの操縦技術を向上させて安全な運行につなげようとするもので、県内で農業散布を実施する営農組織や防除組織などから13チームが参加しました。

飛行の安定度や技能の精度など4人の審査員により審査が行われ、当組合会津支所の加藤清志オペレーター・橋本泰和ナビゲーターペアが最優秀賞（福島県農業共済組合長賞）に輝きました。また、古川竜也・山寺翔太郎ペアが優秀賞（全国農業協同組合連合会福島県本部長賞）、橋本泰和・渡部拓馬ペアが優良賞（公益社団法人福島県植物防疫協会長賞）、山寺翔太郎・本名高弘ペアが優良賞（福島県農林水産航空事業推進協議会長賞）を受賞しました。

他の所属の受賞者は、次のとお



最優秀賞に輝いた加藤（写真右）、橋本（写真左）ペア

り。【かつこ内は所属】優秀賞（一般社団法人福島県農業会議会長賞）齊藤雄一・浅野光浩ペア【齊藤雄一】。

最優秀賞の加藤・橋本、優秀賞の古川・山寺、同賞の齊藤・浅野

の各ペアは、10月25日茨城県水戸市で開催される「第26回全国産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会」の福島県代表として出場されました。

青色申告を始めましょう！

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。また、国では青色申告を行っている農家の皆さんを対象にした、新たな「収入保険」を創設します。青色申告には税制上のメリットがあります。青色申告の主なメリットは次のとおりです。

●青色申告特別控除

「正規の簿記の場合は65万円を、簡易な方式の場合は10万円を所得から控除可能。

つまり、青色申告を行えば、それだけで10万円が所得から控除され、貸借対照表を作成すれば65万円が所得から控除されます。

●損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能。また、

繰越しに代えて、損失を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能。

今年の赤字を3年後まで繰り越せますので、所得税の節税になります。

生計が同じ家族にも労働の対価としての給料を払うことができ、経費にすることができると、他にもメリットがあります。

まだ青色申告をしていない方は、この機会にぜひ青色申告を開始しましょう。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出してください。この申請を行えば、その年分の所得から青色申告を行うことができます。

県内のNOSAー職員が研修

NOSAー福島では全職員を対象に、収入保険制度の実施主体として必要となる、農業簿記及び青色申告等税務申告に関する研修会を開きました。農業簿記や、青色申告の基礎的な項目について説明を受け、青色申告の特典や必要事項を再確認しました。また、決算書など提出書類の見方を学び、簿記や会計税務への理解を深めました。



青色申告について説明する遠藤久税理士事務所の遠藤久所長



農業簿記について説明する同事務所の京野利之講師

地元産の食材で作る 三種のおにぎり

伊達郡川俣町鶴沢のJAふくしま未来農産物直売所「こころ川俣店」では、菅野良子さんら7人が作るおにぎりが、店の定番商品として人気を集めています。

毎日、2人態勢で、午前8時からおにぎり100個を作り、直売所が開店する午前9時には、できたてのおにぎりが店頭に並びます。

代表の菅野さんは、「地元のおいしい米を消費者にどのようにしてアピールしたらよいか」と、メンバーと話し合いを重ね、ほぼ地場産

の食材でできる「みそ大葉おにぎり」「味おにぎり」「味ぶかし」の3種類を販売することに決めました。地域のお客さまは、新鮮な野菜を

買いに訪れた際に、おにぎりも一緒に買ってもらえることが増えてきました。直売所は、道の駅「川俣シ

ルクビア」の駐車場に隣接しているため、町外のお客さんや、バスの観光客などのほか、会社員が昼食に

求めるなどで、午後には売り切れることもしばしば。川俣のおいしさがぎゅっと詰まったおにぎりを、ぜひご賞味ください。

◎お問い合わせ

農産物直売所こころ川俣店

☎024-66-2670



後列左より、伊藤 知子さん、黒澤 秀子さん、黒澤 真佐子さん、前列左より、高野 寛子さん、菅野 良子さん、斎藤 みき子さん、関 泰子さん



商品は、みそ大葉おにぎり・味ぶかし各150円・味おにぎり100円



JAふくしま未来農産物直売所「こころ川俣店」

地域の身近な話題などを、各支所からレポートします！



特産品のキュウリで町おこし 田村市立都路小学校

田村市立都路小学校では、児童らが中心となり地元産キュウリを使ったジャムを商品化しました。その名も「都路キュウリマン」。震災からの復興を機に「地元を笑顔と活気あふれる町にしたい」との

思いから、2年前の当時5年生が総合学習の中で商品開発しました。地元でキュウリを栽培する松本農園の協力を得ながらキュウリの栽培、商品パッケージ、キュウリを

イメージした着ぐるみなどをすべて児童の手作りです。現在は、当時の児童らの思いを引き継いだ5年生14名の児童が、都路灯まつりや文化祭などのイベントに参加し、キュウリジャムのパフェやクレープ、サンドイッチなどを作って販売しています。販売



甘くてさっぱりした食感が人気！
都路キュウリマン（ジャム）
=1瓶・500円
（現在、イベントのみ販売）

する際には、担任の関根理子先生と児童が作った曲「都路きゆうり音頭」を「都路キュウリマン」の着ぐるみを着た児童が元気に踊りながらPRします。

来場者からは「食味や、角切りキュウリの食感がシャキシャキしていてさっぱりしている」「レシピを教えてください」などの声があり大変好評です。

今後は、都路町内の商店でも販売できるよう働きかけ、都路の良さを全国に広げていきたいと、児童と先生が一丸となって奮闘しています。

◎お問い合わせ・販売先

都路小学校

☎0247-75-2004



田村市立都路小学校の5年生14名と担任の関根理子先生

ふるさとの農林体験事業 会津美里町「沖中田ムラを 楽しくする田んぼづくり隊」



協力員の猪俣一徳さんから指導を受け、楽しそうに稲刈りを教わる子どもたち。

「こうやって刈り取るんだよ」。協力員の関孝則さんがお手本を見せ、子どもたちも実践。



10月8日、会津美里町沖中田集落の圃場で、沖中田ムラを楽しくする田んぼづくり隊（代表＝白井学区長）による稲刈り体験が催されました。これは、平成29年度ふるさとの農林漁業体験支援事業の一環で行われたもので、当日は相馬市や新地町などから訪れた幼稚園生・小学生とその保護者20名ほどが参加しました。

参加者は、地元農家の風間甲鉄

さんから、稲刈りの手順と鎌を扱う際の注意事項などの指導を受けた後、地元の小学生10名ほどと一緒に稲刈りに挑戦。参加者はぬかるみに足を取られながらも、少しずつ刈り進めました。

参加した小学生は「稲刈りって意外と楽しい！」「もっと簡単だと思っていた。稲株をぎゅつと握っていたから手が痛くなった」と話し、楽しく汗を流していました。

稲刈りの後には、新米や地元産野菜を使った料理がふるまわれ、地元の子もたちとの交流会・語り部による民話やひよっこ踊りなど、参加者は「会津」を満喫しました。

この稲刈り体験は7年前から実施しており、メンバーの猪俣一徳さん（67）は「稲刈りを体験したことがない子どもがたくさんいましたが、楽しかったと言ってくれてよかった。これからも都会との交流事業を続け、会津のお米や食べ物、自然などに興味を持ってほしい」と話してくれました。

県内各地で生きいきと頑張っている農家の皆さんの活動の様子や

水稲育苗用ハウスでぶどう栽培 川内村の特産品にしたい！

「甘くて大きな粒のブドウを初出荷することができました」と笑顔で話してくれたのは、川内村上川内の秋元敏博さん（54）・美代子さん（50）ご夫妻。

秋元さん方の水稲育苗用ビニールハウスは5月の田植以降はビニールをかけたままなので、何か有効活用できないだろうかと前々から考えていたのだとか。

相双農林事務所からニンジンやホウレンソウ栽培などの提案もいただきましたが、秋元さん方では水稲育苗をかん水作業や朝晩のビニールの開閉作業を軽減できるプール苗で育てているため、「ハウス内は耕さないで活用したい」という思いがありました。そこで閃いたのがブドウの栽培。秋元さん方の環

境にマッチした活用方法でした。

秋元さんがハウス（約1ヶ）にぶどうの苗木3本を定植したのは、平成27年6月。県オリジナル品種「あづましずく」40房は、お盆に収穫期を迎え親戚などへの贈答品に。秋の彼岸時期には、種なしの「ピオーネ」50房、「シャインマスカット」25房は村内の直売所「あれこれ市場」に出荷しました。「将来的にはそれぞれ100房の出荷を目指しています」と、生産拡大に向けて意欲的に取り組んでいます。

いずれは、ブドウを川内村の特産品にしたい。昨年4月に設立した「川内村ハウスブドウ生産組合」（会員18名）が生産するブドウが集まれば「ぶどうの町」も夢ではないと秋元さんは考えています。



ぶどうの生育状況を確認する秋元夫妻



たわわに実る種なしのピオーネ



皮ごと食べられるシャインマスカット

「今日も皆さまと」

組合員の皆さんとNOSAIをつなぐパイプ役としてご活躍いただいている、NOSAI部長の皆さんをご紹介します！



安達支所

地域の皆さまと心通わせて。

大玉村 渡辺 久和さん(65)
NOSAI 部長歴/2年 玉井地区

水稲70%
畑30%

大玉地区協議会の副会長をしています。地域の皆さんと密に連絡を取りながら仕事にあたっていきたくと思います。

冬期間以外は、多種多様な野菜を村の直売所に出荷していますが、これからは珍しい物も作っていきたくです。来年には直売所の規模が大きくなりますので、たくさんのお客様に利用してもらいたく思います。



いわせ石川支所

みんなが安心できる新制度を。

天栄村 大須賀 文雄さん(63)
NOSAI 部長歴/3年 牧本地区

水稲 230%

水稲の損害評価を行った際、同村内でも行ったことのない水田や、通ったことのない道路などがありました。水稲評価員を務めて、初めて知ることも多く、標高や水田条件による収量の違いに驚いています。

共済部長も3年目となり、地区共済部長等協議会の副会長を兼任しています。この先、懸念される異常気象による災害にも対応し、安心できる新制度であってほしいと思います。



自河支所

地域経済の担い手としての役割に期待。

棚倉町 佐藤 喜一さん(61)
NOSAI 部長歴/2年 上流地区

水稲 120%
WCS 80%
畑 20%

私の地域も例年通りの実りの秋を迎えて、農家の皆様の笑顔が見られる時期となりまして安堵しているところです。

農家におかれましては少子高齢化が進み、後継者の確保が大きな課題となってまいります。地域経済において、農業は大きな役割を担っています。NOSAIさんには組織力を発揮され、地域経済の担い手としての役割に期待しています。



いわき支所

この先の農業のために、今できることを。

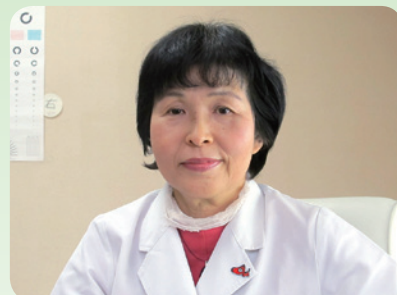
いわき市 高木 眞一さん(61)
NOSAI部長歴/6年 常磐地区

水稲 760%

直播栽培に取り組み、作業の省力化に努めていますが、地域の高齢化、後継者不足により、作業受託が増加し、個人では限界を感じています。

今後は、法人化・組織共同作業によって5年～10年先の農業に役立つ生産意欲を向上させて連携を強化したいと考えております。近年多発する自然災害に十分な補償が受けられるNOSAI制度であって欲しいと考えております。

はじめよう! 健康生活



清明クリニック 佐藤 睦子

第7回

インフルエンザ に備えて

予防接種はお早めに

秋も深まり、だいぶ冷え込むようになってきましたね。インフルエンザの予防接種の時期になりましたが、皆さまはもう予防接種を受けましたか？

小児・高齢者・基礎疾患を有する方は、インフルエンザに感染すると重症化しやすく、重い健康被害にいたる危険性が高く、入院や死亡にいたることもありま。インフルエンザが原因で死亡する方は毎年1万人以上(超過死亡概念による推計)あり、高齢者はインフルエンザがきっかけで肺炎を引き起こすこともあります。家族に免疫力が低い方がいる場合は周りが気を配らなければなりません。インフルエンザはかっこの風邪(感冒)とは全く違うものですから、決して

甘く見てはいけません。

インフルエンザは、集団発生の可能性もあるので、自分のためにも周囲の人のためにも予防接種を受けましょう。65歳以上の高齢者や60歳以上の免疫低下がある方には、自治体から補助金が出されます。予防接種による効果ですが、接種後2週間〜5カ月程度とされていますので、11月中旬〜12月中旬に受けておくといでしょう。ちなみに国の予防接種法で定められているインフルエンザワクチンの数は、過去5年間で最も製造本数が少なく、不足が予想されますので、予約や接種はお早めに！

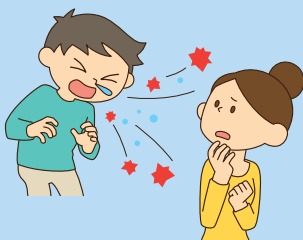
ノロウイルスにも注意!

インフルエンザと同じ時期に流行するのがノロウイルスです。インフルエ

ウイルスの主な感染ルート

飛沫感染

- 1 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出
- 2 別の人が、そのウイルスを口や鼻から吸い込み感染



主な感染場所

学校や職場、満員電車など
の人が多く集まる場所

接触感染

- 1 感染者がくしゃみや咳を手で押さえる
- 2 その手で周りの物に触れて、ウイルスが付く
- 3 別の人は、その物に触ってウイルスが手に付着
- 4 その手で口や鼻を触って粘膜から感染



主な感染場所

電車やバスのつり革、ドア
ノブ、スイッチなど

ンザが、高熱・倦怠・呼吸器症状を主とするのに対し、ノロウイルスは、嘔吐・下痢など胃腸症状が主ですが、発熱・倦怠も伴います。もともとノロウイルスは二枚貝の生食や加熱不足による食中毒として発生するものですが、近年は患者の吐瀉物や糞便からの感染拡大も多々見られるようになり、毎年冬になるとニュースになります。ノロウイルスにはワクチンがありません。通常成人は2〜3日で下痢・嘔吐は止まり自然回復しますが、高齢者や乳幼児は脱水症状になったり、吐物が気道に詰まって窒息や嚥下性肺炎を起こし、重症化することもあり

ますので注意が必要です。ノロウイルスはアルコール消毒しても効果がなく、次亜塩素酸ナトリウム(漂白剤などを薄めた液)で消毒することが必要です。また、感染者は症状が消えて治癒したと思っても、糞便中には1〜2週間にわたりウイルスが排出され続けること。そして、わずか数千個のウイルスでも発症させるという強力な感染力を持つという特徴があり、予防が重要視されています。インフルエンザやノロウイルスは飛沫や接触によって感染します。外出の際はマスク着用し、帰宅したら、手洗いがいを丁寧に！

農業共済事業は、次の6つの項目を中心に見直しされました。

- 1 農作物共済の当然加入制の取扱い
- 2 収穫共済の引受方式の取扱い
- 3 家畜共済の取扱い
- 4 園芸施設共済の短期加入の取扱い
- 5 掛金の取扱い
- 6 農業共済団体の組織運営のあり方

今回は見直しの概要③について詳しくご紹介するよ。



3 家畜共済の取扱い

家畜共済では、平成31年1月1日以降に責任を開始する共済関係から、次の項目が改正されます。

■死廃事故と病傷事故の取扱い

人間でいえば死廃事故の補償は生命保険、病傷事故の補償は健康

連載

教えて！ノーサイくん

NOSAI制度改正を詳しくご紹介！

保険ですが、現在の家畜共済では性格の異なる死廃と病傷の2つの補償をセットにしています。

しかし、農業者へのサービス向上の観点から、改正後は死亡廃用共済と疾病傷害共済に分けて、一方のみの補償や別々の補償割合が選択できるようになります。

■死廃事故における家畜の資産価値

日々資産価値が増加する肥育牛等のような棚卸資産の家畜が死亡した場合、期首ではなく事故発生時の資産価値で評価します。これにより、期首から死亡時までの資産価値の増加分を補償できるようになります。

なお、乳用成牛等の固定資産的家畜については、現行どおり期首の評価額で補償します。

■包括共済の事務の簡素化

家畜共済は、飼養している家畜の種類ごとに全頭を加入していた

だく仕組み(包括共済)です。現在の仕組みでは、飼養家畜に異動があると補償割合が変わるため、異動のつとNOSAIに申告することが義務付けられています。そのため、売買や出生などの異動による飼養頭数の増減で、共済金の支払額に差が生じます。

そこで、改正後は期首に年間の飼養計画を申告していただき、期末に掛金を調整する方法に簡素化されます。

■家畜の事故低減のインセンティブ対策

現在の家畜共済では、初診料が全額加入者の自己負担になっています。一方、初診料以外は、支払限度額までは全額共済金で補償されています。

しかし、法施行の1年後(平成32年1月)からは初診料を点数化し、初診料を含めた診療費全体の1割が自己負担となります。自己

■待期間の取扱い

家畜の導入から2週間以内の期間(待期間)は、原則として共済金の請求ができませんが、改正後は共済加入者間で取引された家畜については、待期間の適用除外とし、待期間中の事故についても補償します。

今回は…
農業災害補償制度の見直し その2



ノーサイくん

負担を除く9割が共済金で補償されます。

■牛白血病の取扱い

現在の家畜共済では、と畜場で発見された牛白血病で、農業者が自ら出荷した場合は共済金の支払対象となりますが、家畜商経由で出荷した場合には共済金の支払対象となりません。

改正後は、家畜商経由で出荷した場合でも共済金支払対象となります。

次号では、④・⑤・⑥の見直しについてご紹介します。

雪害対策は 園芸施設共済で

晩秋になり、風も冷たく感じられ、そろそろ雪の便りが届く時期になりました。皆様の大切な施設園芸用ハウスを冬期間の災害から守るため、園芸施設共済へのご加入をおすすめします。

施設園芸用ハウスの雪害対策としては、パイプの補強資材等で支柱の強化を図り、また屋根の雪下ろしや除雪作業で対応していますが、それでも過去には冬に急激に発達した低気圧の影響や、春先に発生した南岸低気圧通過に伴う大雪と降雪後の降雨で雪に重みが増え、パイプハウス等が倒壊する大きな被害が発生しています。

平成28年度の冬は暖冬で積雪が大変少ない年でしたが、平成25年度には雪害や風雪害でパイプハウス等に大きな被害が発生しています。(表1)

予期せぬ自然災害に備えて園芸施設共済に加入しましょう。

園芸施設共済の概要

園芸施設共済は、農作物を栽培するパイプハウスや鉄骨ハウスなどが自然災害等により被害を受けた時に損害を補償する制度です。

■特定園芸施設(本体+被覆物)

- ・パイプハウス
- ・ガラス室
- ・鉄骨ハウス
- ・雨よけハウス等

■附帯施設

- ・暖房施設
- ・換気施設
- ・かん水施設
- ・自動制御施設など

■施設内農作物

- ・ハウス内で栽培される野菜等

■撤去費用

- ・ハウス本体(被覆材は除く)の



解体、撤去、処分に伴う費用が補償対象です。

■復旧費用

ハウス本体(被覆材は除く)、附帯施設の復旧に要する費用が補償対象です。

加入の申し込みは施設園芸用ハウス1棟ごとになりますが、所有する施設すべてを加入していただきます。(附帯施設及び施設内農作物もご加入の場合は、所有する施設すべてを加入していただきます。)

補償対象となる共済事故

- ・風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害
- ・火災、破裂及び爆発
- ・航空機の墜落、車両の衝突及び接触
- ・病虫害、鳥獣害

補償期間は共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間となります。ただし、設置(被覆)期間に合せて短期で2か月から11か月まで1か月単位でご加入できます。

被害が発生したら
すぐにNOSAIへご連絡願います。

加入している施設園芸用ハウスに被害が発生したとき、またハウス内で栽培される農作物に病虫害が発生したときは、損害評価が必要となりますので、速やかにNOSAI各支所へ連絡願います。



▶雪の重みでパイプハウスが倒壊

(表1)
過去5年間で雪害や
風雪害で被害を受けた棟数

年度	被害棟数
平成24年度	74棟
平成25年度	1,434棟
平成26年度	199棟
平成27年度	118棟
平成28年度	7棟

獣医師が簡単レクチャー
ワンポイント
家畜講座



会津
家畜診療センター
所長 木田 勝美

冬場の分娩および子牛管理について

① 分娩前後の注意点

夜間分娩に対して目が行き届かずに、朝方に牛舎で衰弱もしくは死亡している子牛に遭遇することがあります。昼夜の寒暖差が激しい季節の夜間や冬季節では、分娩予定日日の確認および母牛の分娩徴候の観察を怠らないようにしてください。そうすることが分娩時の事故減少の第一歩になります。分娩前後は、牛床が常に清潔で乾燥しているように敷料をたくさん使用してください。そうすることで産まれた子牛の体温を維持できるばかりでなく、臍帯が

よく乾燥し臍帯炎の予防にもつながります。

② 分娩直後の子牛の管理について

生まれたばかりの子牛は、母牛が舐めるかタオル等の拭き取りによって直ちに羊水を取り除かないと熱を奪われ低体温症に陥りやすくなります。低体温症になると、心肺機能が低下し、血液の循環が悪くなりすべての細胞に酸素や栄養が行き届かなくなり、最悪の場合、死亡することもあります。出生直後の子牛の保温が

一番重要となります。子牛の体が糞尿などで濡れて震えていることなどが無いようにしてください。

③ 哺乳期子牛について

哺乳子牛の適温域は13〜25℃ですが、この適温環境下では、哺乳、消化、吸収、成長が円滑に行われます。しかし、この適温域以下の低温（5℃まで）になると、生命維持のため熱を生産して体温を維持しようとして、せっかくミルクから吸収した糖質、蛋白、脂質が体温維持に奪われては飼料効率が低下し、成長が遅れます。

また、哺乳期子牛といえども、適度な水分は必要です。スターターを食べ始めると水を飲み始めます。可能ならば、水のある程度加温して容器等に入れてあ

げるとよく飲んでくれます。飲水すればするほど排尿もたくさんします。敷料も忘れずにこまめに交換してください。

④ 最後に

子牛は、ネックウオーマーやカーフジャケット、赤外線照射ランプや保温カーペットなどを積極的に活用して保温に努めてください。

牛舎のすきま風は子牛の体温を奪いますが、牛舎の換気は必要です。換気が悪いと、湿った牛床の糞尿から出るアンモニアなどが気道粘膜を損傷し、ウイルスや細菌が増殖しやすくなり呼吸器病にかかる可能性が高くなります。

季節に関係なく、農場で呼吸器病が年中見られる場合は、牛舎の換気が十分に

なされていない可能性があります。今一度点検してみてください。

冬場の管理については、「温度」「水分」「換気」の3点が揃うことがポイントになります。そのうちのどれかひとつが欠けてもうまくいきません。ぜひとも総合的な対策をしていただき、健康で発育良好な子牛を生産してください。



ふるさと見守り活動を 9月から全国展開中

NOSAー福島は、農業災害補償制度が今年70周年を迎えることを契機に、県内約220台の業務用車両に防犯ステッカーを貼付するなどの「ふるさと見守り活動」を9月1日から実施しています。地域の防犯活動を通じて地域社会の安全に貢献していこうとするもので、同制度の実施組織であるNOSAー団体の社会貢献活動として継続的に取り組んでいきます。

近年、ひったくりなどの路上犯罪、住居侵入、振り込め詐欺、農産物や農機具の盗難など、地域住民の暮らしを脅かす犯罪が後を絶ちません。こうした中で、防犯活動を通じて地域社会の安全確保と住みよい生活環境づくりに貢献していくことは、集落などの地域社会で活動するNOSAー団体の責務であると考えています。

NOSAー団体の役職員は、農業共済事業の推進や事故が発生した際の損害評価、また組合員の方々への業務上の連絡など、日常的に地域を巡回し、農家の皆さまを訪問しています。

そこで、業務用車両に「防犯パトロール中」のステッカーを貼付し、犯罪被害防止を啓発するとともに、「防犯の眼」となって地域の犯罪抑止に貢献します。

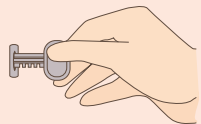
この黄色いステッカーが目印です！



▲ふるさと見守り活動の防犯ステッカー

◆お願い

外出するときは、鍵をかけましょう。農産物や農機具盗難防止などが増えているので、納屋の鍵も忘れずにかけるよう注意しましょう。



口座振替のお願い

組合員の皆さまの利便性の向上と現金納入の取り扱いによる事故防止のため、農業共済事業加入に伴う共済掛金等の納入について、口座振替の利用を勧めています。現在、掛金を現金で納入されている方は、口座振替にご協力くださいますようお願いいたします。

ご希望の金融機関にて口座振替をご利用いただけます。手続きがお済みでない方は、口座振替への移行をお願いいたします。

事故防止・不祥事防止のため、組合員の皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

利用可能金融機関など、詳しくは最寄りのNOSAI各支所へお問い合わせください。

経営移譲などの際は 早めにご連絡ください

経営移譲した場合、組合員が死亡した場合、住所を変更した場合などは届け出が必要です。届け出の際は金融機関に登録している印鑑もご持参ください。

各共済掛金の振替が確実にできるよう、忘れずに届け出くださいますようお願いいたします。

お問い合わせと被害発生時のご連絡は 最寄りのNOSAI各支所までお願いします

県北支所	☎ 024-544-2711
安達支所	☎ 0243-23-7777
郡山田村支所	☎ 024-933-3307
田村出張所	☎ 0247-82-0249
いわせ石川支所	☎ 0247-37-1003
白河支所	☎ 0248-27-1121
棚倉出張所	☎ 0247-33-2261
会津支所	☎ 0241-28-1111
南会津出張所	☎ 0241-62-5588
相馬支所	☎ 0244-23-6236
双葉支所	☎ 0240-23-6522
いわき支所	☎ 0246-24-1166

NOSAI 福島 ホームページのご案内



福島県農業共済組合では、事業紹介、各支所の連絡先などの組織概要、採用情報など、様々な情報を掲載したホームページを開設しております。NOSAI制度や団体などに対するご意見・お問い合わせなどもこちらにお寄せいただくことが可能です。新しく、家畜共済における待期間中の事故の取り扱いについてを掲載しました。また、スマートフォンでも閲覧できます。

ぜひご利用ください。

あごがき

2017年も残りひと月あまりとなりました。

寒くなると心配なのがインフルエンザとノロウイルスです。11ページの「はじめよう！健康生活」で佐藤先生は、予防が最も大切だと話しておられましたので、ぜひご覧ください。

年末を迎えると、何かと気忙しいくなります。事件や事故に巻き込まれないように注意しましょう。NOSAIでは「ふるさと見守り活動」を展開中です。

表紙写真

相馬市磯部の菊地友里恵さん。両親とともにナシ栽培に取り組んでいます。菊地さん方では水稲栽培と漁業を営んでいましたが、震災以降、ナシ栽培を始めました。新雪、幸水、南水、新高、なつしすく…、家族一丸で作るナシは極上の甘さを誇ります。

